

古屋国有林について

1. 概要

- ・所在地：京都府綾部市睦寄町
- ・林班名：京都大阪森林管理事務所 1001～1004林班
- ・面積：294ha
- ・法令制限：水源かん養保安林
- ・機能類型：「水土保持林（「水源かん養タイプ）」
- ・林況：

人工林（40年～50年生程度のスギ・ヒノキが主体）	216ha
天然林（70年～84年生程度の広葉樹主体）	78ha
- ・林齢：7年生～84年生
- ・標高：245～746m

2. トピック

(1) 国有林の成り立ち

- ・昭和32年に、「国有林野整備臨時措置法」に基づき、民有地を買い入れたもの。

(2) 上津灰のミズメ（別紙資料1）

- ・平成12年に林野庁の「森の巨人たち100選」として、全国の国有林から100本の巨樹を選出。
- ・「上津灰のミズメ」は、樹高20m、幹周416cm、推定林齢400年で、綾部の古木・名木100選にも選ばれている。

(3) 由良川流域における森林共同施業団地（別紙資料2）

- ・平成20年から、関係者との4回の会合と現地検討会を実施。
- ・平成22年3月18日、別紙協定書（写）のとおり、協定を締結。今後、この協定の目的を達成するため、年1回の連絡調整会議開催等を確認。
- ・平成22年6月16日、京丹波町仏主地区関係者へ、森林共同施業団地の目的及び作業道作設事業について説明会を開催。
- ・平成22年7月9日、連絡調整調整会議を開催し、協定箇所の事業計画及び現地見学開催を承認。

(4) 平成22年各種事業実行箇所

- ・下刈（0.47ha）：8月に請負事業により実施済み。
- ・作業道作設（1.013m）：9月より着手し、12月中旬に完成予定。

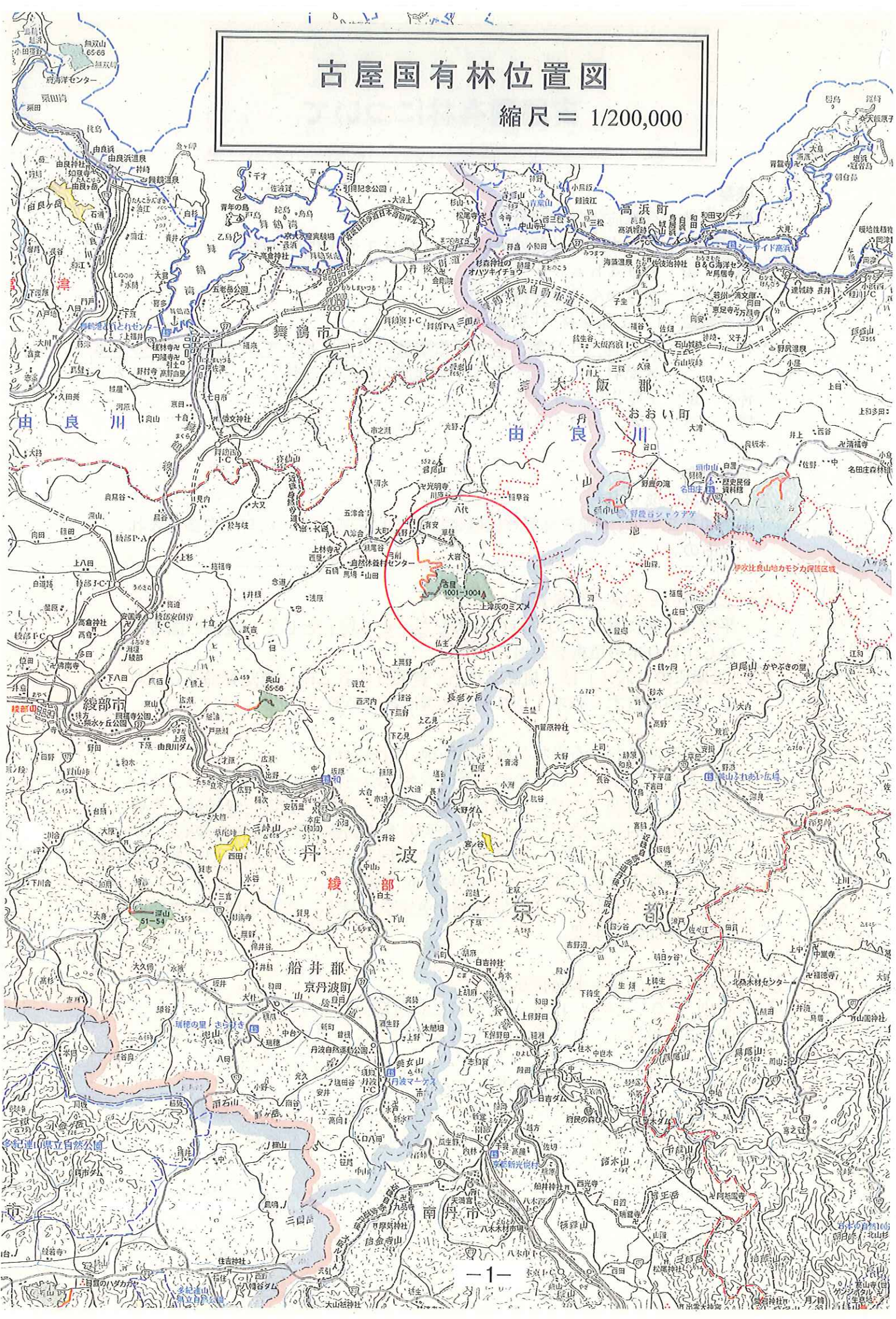
(5) 今後の主要事業予定（別紙資料4）

- ・森林整備に伴う間伐や木材生産を、今後5年間で84ha実施する予定。
- ・今後3年間で、2,326mの作業道を作設（23年度は826m）する予定。（別紙参照）

（以上）

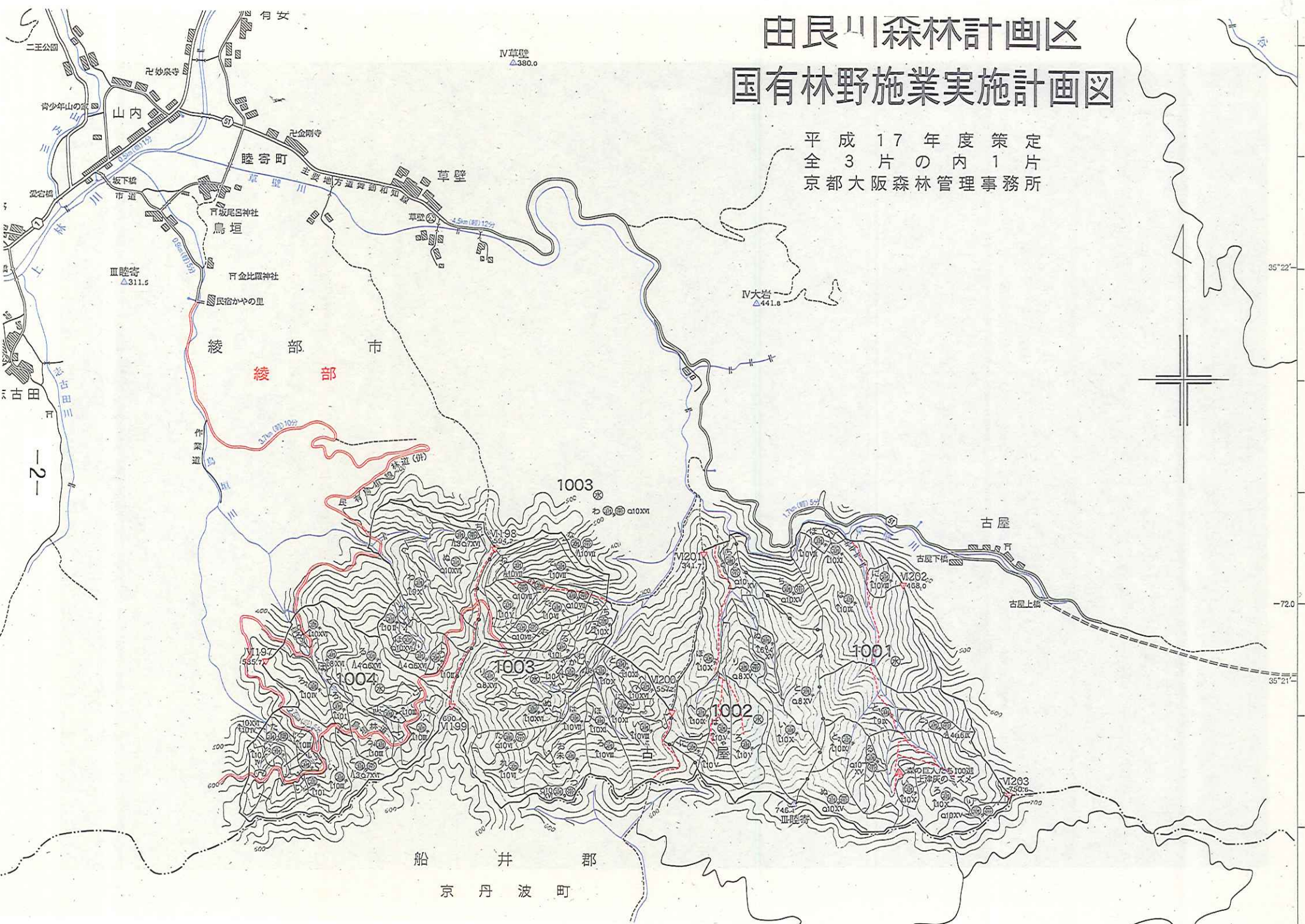
古屋国有林位置図

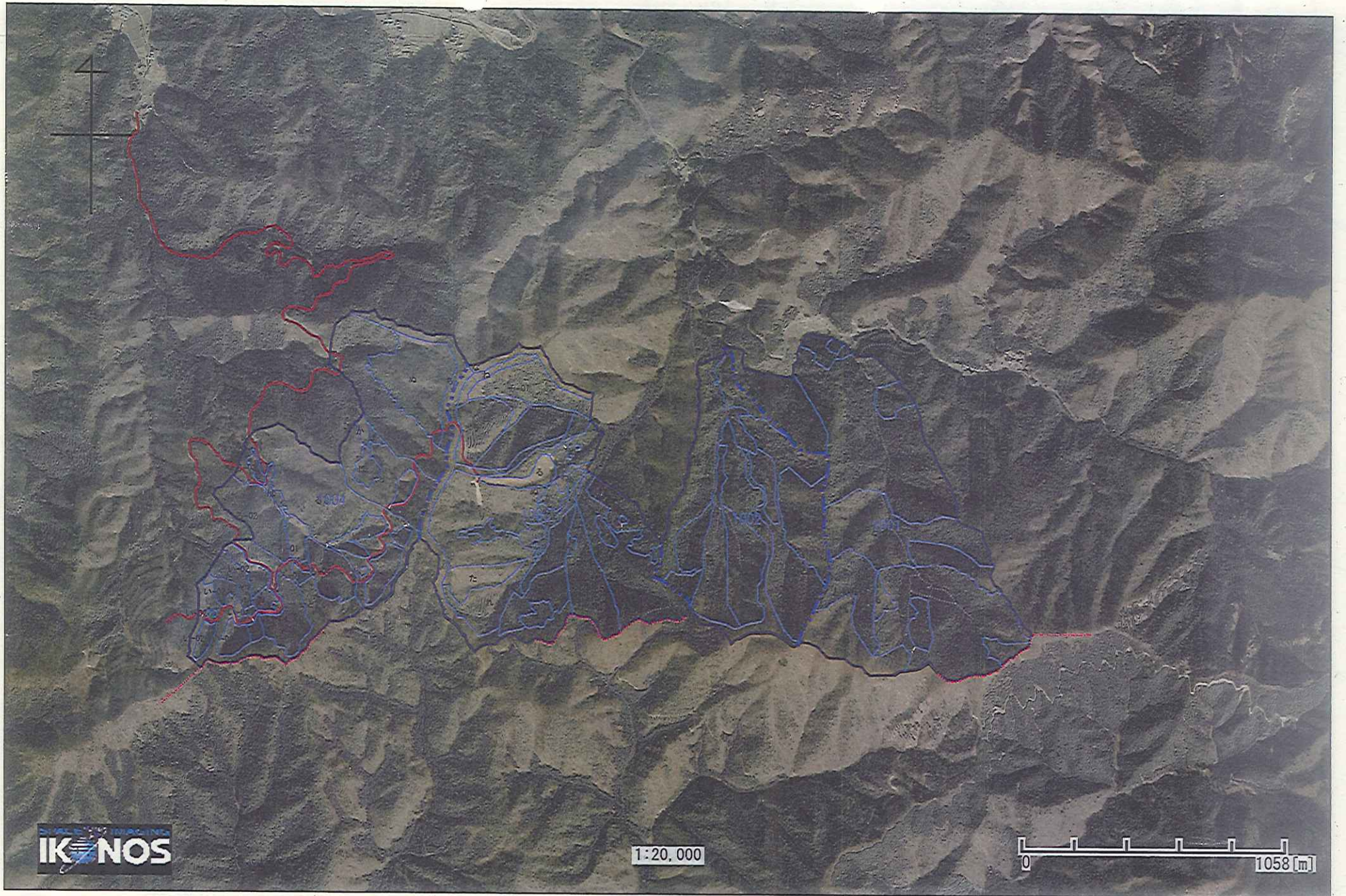
縮尺 = 1/200,000



田良川森林計画区 国有林野施業実施計画図

平成17年度策定
全3片の内1片
京都大阪森林管理事務所





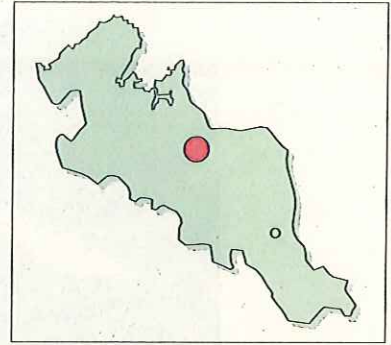
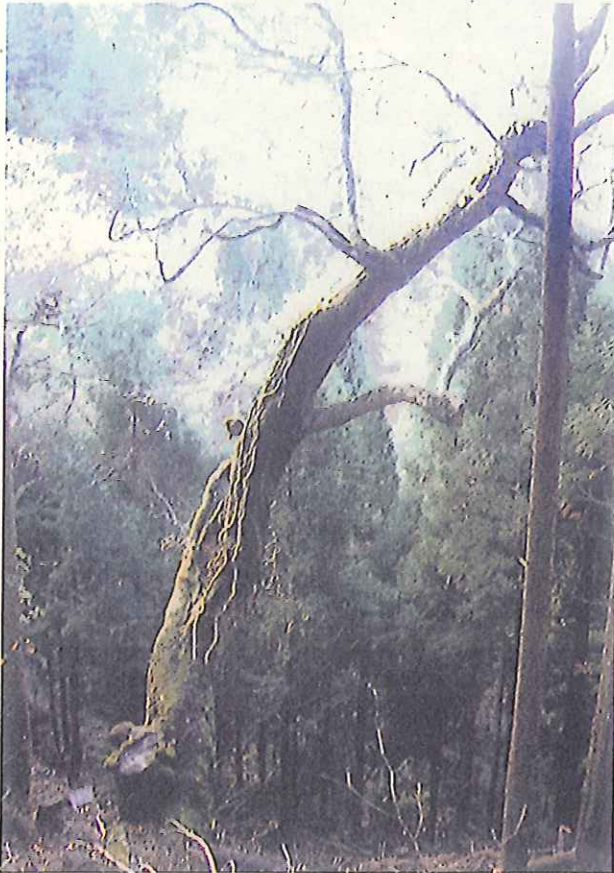
IK-NOS

1:20,000

0 1058 [m]

ミズメ かみつばい 「上津灰のミズメ」

所在地：京都府綾部市睦寄町字上津灰
古屋国有林1001林班ろ小班



樹種	ミズメ
学名	<i>Betula grossa</i>
別名	アズサ、ヨグソミネバリ、 オオミネバリ、ヨグソカンバ
樹高	20 m
幹周	416 cm
樹齡	400年（推定）

由来

不詳。

特徴

根元部分に直幹材を伐採した切株跡があるため、元々1株2幹であったと思われる。また、雷の直撃を受けたらしく、主幹上部に裂け目があり、空洞が広まりつつある。ミズメは、カバノキ科の仲間では最も大きくなり、その材は緻密で重く、しかも堅い。樹皮はサクラに似ているが、横に裂けない。傷をつけるとサロメチールのような臭いがする。ミズメの材は赤味を帯び、通称サクラ材として高価格で取引されるが、本樹は、材としての形状が悪いため伐られず今日に至ったと思われる。

なお、この巨樹は、綾部自然の会の「綾部の古木・名木100選」にも選ばれている。

周辺の状況

スギの人工林の中に本樹は生えているが、谷川沿いの歩道の周辺には、カツラ、オニグルミ、トチノキなどの落葉広葉樹が生い茂り、清らかな溪流と林が美しい自然景観を醸し出している。本樹に至る途中、「上津灰かみつばいのカツラ」がある。

注意事項

保護措置を講じておらず、巨樹に近づきすぎると根元部分の表土が堅くなり、悪影響を及ぼす恐れがあるので要注意。入林の際は京都大阪森林管理事務所へ要連絡。登山入口から約100m位は、急傾斜地につき足元注意。

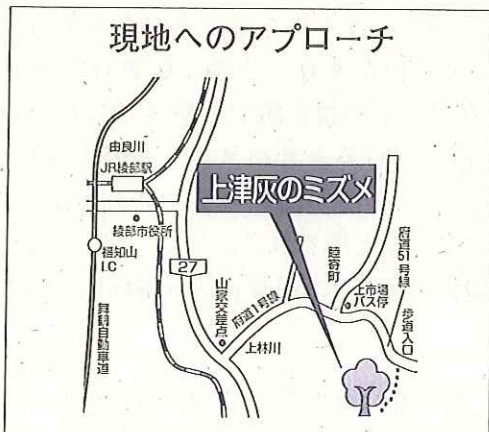


巨樹・巨木位置図 (縮尺 1 : 20,000)



郡

現地へのアプローチ



交通アクセス

〔公共交通機関〕

JR山陰本線綾部駅下車、小仲・於身行京都交通バス乗車約60分上市場バス停留所下車、府道51号線及び登山道を徒歩90分で着く。

〔マイカー〕

JR綾部駅から国道27号線を京都方面へ、山家交差点から上林川沿いに府道1号線を進み、陸寄町から府道51号線を南進し50分、古屋集落の300m手前下車、そこから徒歩70分で着く。

問い合わせ先

京都大阪森林管理事務所

〒602-8054

京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁字風呂町102

京都農林水産総合庁舎内

TEL 075-451-9161 (代表)

FAX 076-432-2375

「由良川流域における森林共同施業団地の設定に関する協定書」 (概要)

1. 協定の概要

(1) 目的

協定締結者相互の連携により、由良川流域に森林共同施業団地を設定して、計画的な森林整備の実施や効率的な路網の作設を進めることにより、施業の共同化・効率化を進め、もって、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図る。

(2) 対象区域

綾部市古屋及び京丹波町仏主周辺に所在する以下の各協定締結者の管理する森林 (計 1, 052 ha)。具体的な箇所は、別添図面を参照。

(ア) 京都府 (府有林 : 85 ha)

(イ) 社団法人京都府森と緑の公社 (公社造林 : 102 ha)

(ウ) 独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター近畿北陸整備局
(水源林 : 571 ha)

(エ) 近畿中国森林管理局 (国有林 : 294 ha)

(3) 事業内容

協定締結者は、協定の有効期間を対象とする実施計画を策定して、相互に連携を図りながら、施業団地における計画的な森林整備の実施と効率的な路網の作設等に努める (※6年間で、間伐 : 約180ha、作業道作設 : 約6,400m) を予定)。年1回連絡調整会議を開催して、協定締結者間の連絡調整を図る。

(4) 協定の有効期間

協定締結の日から平成23年3月31日まで。但し、解除の申し出がない限り、5年間自動延長 (6年間)。

2. 森林共同施業団地設定の効果

(1) 計画的・一体的な森林整備 (間伐等) の実施により、水源かん養機能など森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図ることができる。

(2) 効率的な路網の作設により、低コスト林業を推進するための基盤を整備することができる。

(3) 計画的な事業発注や間伐材の搬出が可能となり、地域経済の発展に貢献することができる。 (以上)

由良川流域における森林共同施業団地の設定に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、協定締結者相互の連携により、由良川流域に森林共同施業団地（以下「施業団地」という。）を設定して、計画的な森林整備の実施や効率的な路網の作設を進めることにより、施業の共同化・効率化を進め、もって、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図ることを目的とする。

(対象区域)

第2条 この協定の対象区域は、綾部市古屋及び京丹波町仏主周辺に所在する以下の所有者の所有する森林に設定する施業団地（合計1,052ha）とする。施業団地の具体的な箇所は、別添図面のとおりとする。

- (1) 京都府（85ha）
- (2) 社団法人京都府森と緑の公社（102ha）
- (3) 独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター近畿北陸整備局（571ha）
- (4) 近畿中国森林管理局（京都大阪森林管理事務所）（294ha）

(実施計画)

第3条 協定締結者は、協定の有効期間を対象として、次に掲げる事項に関する実施計画を定めることとする。

- (1) 森林整備を実施する森林の区域及び面積
- (2) 森林整備の目標に関する事項
- (3) 森林整備の方法に関する事項
- (4) 森林施業の集約化に関する事項
- (5) 作業路網その他施設の設置及び維持管理に関する事項
- (6) 事業計画
- (7) その他

(森林整備等の実施)

第4条 協定締結者は、前条に定める実施計画に従って、相互に連携を図りながら、施業団地における計画的な森林整備の実施と効率的な路網の作設等に努めるものとする。

(連絡調整会議)

第5条 この協定の目的を達成するため、年1回連絡調整会議を開催して、以下の事項に関する協定締結者間の連絡調整を図ることとする。なお、連絡調整会議は、必要に応じて、臨時に開催することができることとする。

- (1) 森林整備の実施に関する事項
- (2) 作業路網その他施設の設置及び維持管理に関する事項
- (3) その他協定の実施に関する事項

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。但し、有効期間満了の30日前までに協定締結者から解除の申し出がない限り、協定の効力を5年間延長することとする。

(協定の改正又は廃止)

第7条 この協定を改正又は廃止する必要がある場合には、協定締結者の協議により、改正又は廃止することができるものとする。

(その他必要な事項)

第8条 この協定の実施につき疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、協定締結者が協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本協定を9通作成し、各々記名押印の上、各々1通を保有する。

平成22年 3月18日

京都府知事

山田 啓二

社団法人京都府森と緑の公社理事長

今西 仲雄

独立行政法人森林総合研究所
森林農地整備センター近畿北陸整備局副局長

米山 文規

近畿中国森林管理局長（京都大阪森林管理事務所）

朝比奈 清

（立会人）
京都府森林組合連合会代表理事会長

梅原 久弘

（立会人）
綾部市長

山崎 善也

（立会人）
京丹波町長

寺尾 豊爾

（立会人）
綾部市森林組合代表理事組合長

四方 悦郎

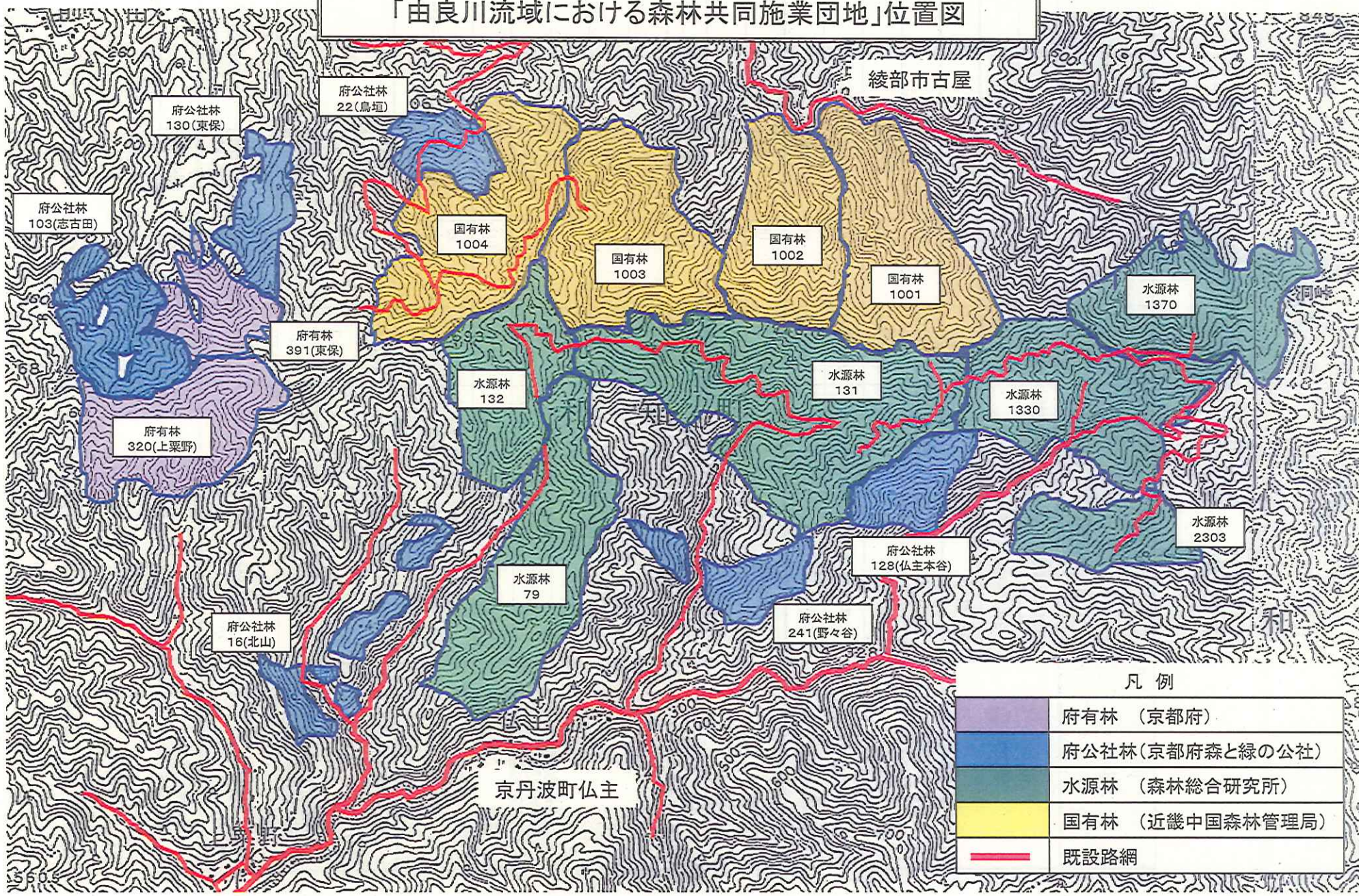
（立会人）
京丹波森林組合代表理事組合長

谷 峰男

森林共同施業団地林況一覽表

所有者	林班名	法令制限等	林齡	合計		備考
				面積(ha)	総蓄積(m3)	
京都府	320(上粟野)	水源かん養保安林	45~87	56	18,935	
	391(東保)	"	42~52	29	8,559	
	小計			85	27,494	
(社)京都府森と緑の公社	16(北山)	水源かん養保安林	37~40	19	4,870	
	22(鳥垣)	"	38~39	15	4,632	
	103(志古田)	"	25~28	29	6,181	
	128(仏主本谷)	"	23~25	11	1,577	
	130(東保)	"	22~24	16	2,262	
	241(野々谷)	"	14	12	3,035	
	小計			102	22,557	
(独)森林総合研究所 森林農地整備センター 近畿北陸整備局	79	水源かん養保安林	9~48	136	17,434	
	131	"	9~47	111	21,114	
	132	"	44~47	57	6,663	
	1330	"	3~26	139	未調査	
	1370	"	17~25	103	未調査	
	2303	"	2~8	25	未調査	
	小計			571	45,211	
近畿中国森林管理局 (京都大阪森林管理事務所)	1001	水源かん養保安林	42~77	80	9,312	
	1002	"	26~78	53	7,703	
	1003	"	7~83	81	13,222	
	1004	"	7~84	80	8,487	
	小計			294	38,724	
合計				1,052	133,986	

「由良川流域における森林共同施業団地」位置図



凡例

	府有林 (京都府)
	府公社林(京都府森と緑の公社)
	水源林 (森林総合研究所)
	国有林 (近畿中国森林管理局)
	既設路網

国府共同で森林管理

林野庁や京都府などはこのほど、綾部市と京丹波町にまたがるそれぞれの所有林約1千畝を連携して整備する「森林共同施業団地」の協定を結んだ。間伐時期をそろえたり、各所有林を巡回しやすい作業道を設けるなどして森林管理の効率化とコスト低減を図る。林野庁は今回をモデル事例として、府内の他の森林でも団地化を進めたい考えだ。

協定を結んだのは府結ぶのは初めて。間伐時期をそろえて搬と林野庁近畿中国森林 従来は別々の時期に出を共同化することで管理局のほか、府森と 間伐していたため、木まとまった量が集まる緑の公社、独立行政法 材業者に引き取ってもり、売却が容易になる。人森林総合研究所で、 らえる数量の間伐材が 計画的な間伐で森林全国有林と府有林の間で 確保しにくいという課 体の貯水機能を高める共同施業団地の協定を 題があったが、今後は 効果も期待できるとい

作業効率化、コスト減

林野庁や府が森林に入る作業道を新設する際も4者間で事前調整し、それぞれが持つ既存の作業道とつながるルートを設定することで林務作業を効率化する。今後6年間に協定対象の森林で約1800畝の間伐を行うほか、作業道も約6400畝整備する予定。

近畿中国森林管理局
京都大阪森林管理事務所は「今回の取り組みをモデルとして、府内の周辺の森林でも団地化の取り組みを進めたい」としている。

(高野英明)

「由良川流域における森林共同施業団地の設定に関する協定」実施計画

「由良川流域における森林共同施業団地の設定に関する協定」第3条に基づき、以下のとおり、実施計画を定める。

1. 森林整備を実施する森林の区域及び面積

施業団地のうち、協定の有効期間及び有効期間延長後5年間において、森林整備を実施する区域は別添図面のとおりとする。

2. 森林整備の目標に関する事項

施業団地は、水源かん養機能の発揮を重視する森林が多いことから、森林整備に当たっては、団粒構造がよく発達した粗孔隙に富む土壌を有し、深根性・浅根性等の様々な樹種・樹齢の樹木がバランスよく配置され、下層植生が豊かで、林木の成長がおう盛な高蓄積の森林を目標とする。

3. 森林整備の方法に関する事項

施業団地内の森林は間伐適期の林分が大半を占めることから、間伐を重点的に実施する。間伐材は、可能な限り搬出して、木材の安定供給に努める。

4. 森林施業の集約化に関する事項

森林施業の実施にあたっては、事前に、協定締結者間において、実施箇所・実施時期等の調整を図ることにより、共同で事業を発注するなど、森林施業の集約化に努める。

5. 作業路網その他施設の設置及び維持管理に関する事項

効率的な森林施業の推進や林業機械作業システムの導入促進のため、作業道等の路網整備に努める。路網整備に当たっては、施業団地が一体となって効率的な森林施業を実施できるように配慮する。また、協定締結者が相互に協力して、作業路等の維持管理に努める。

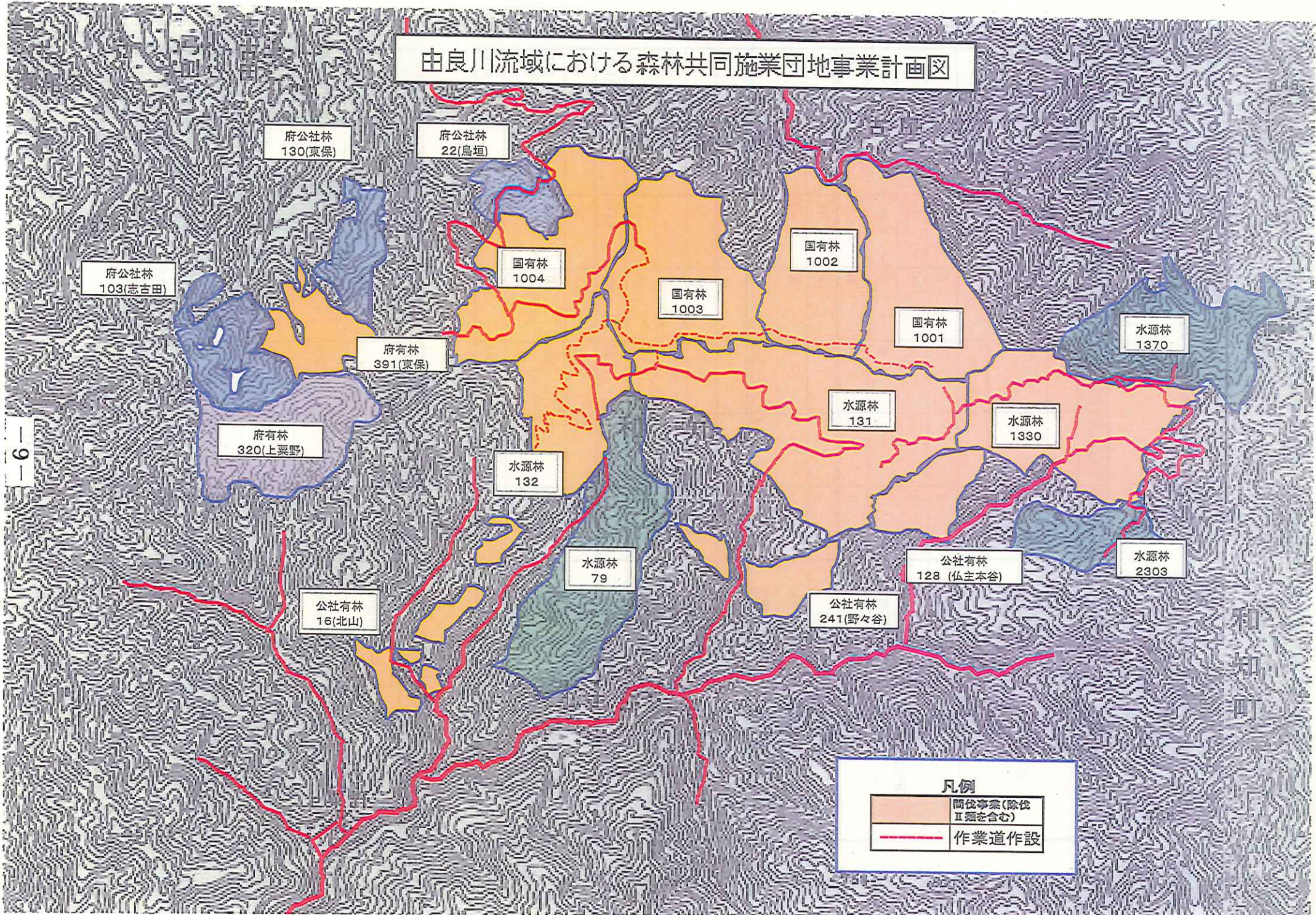
6. 事業計画

協定の有効期間及び有効期間延長後5年間における年度別の事業計画は、別表のとおりとする。

7. その他

特になし。

由良川流域における森林共同施業団地事業計画図



年度別事業計画

(森林整備)

所有形態別	事業種	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	計
京都府	間伐面積(ha)			15				15
	うち保育間伐			15				15
		うち利用間伐						
	利用材積(m3)							
(社)京都府森と緑の公社	間伐面積(ha)	4		6	8	15	12	45
	うち保育間伐	4		4	6	15	12	41
		うち利用間伐			2	2		
	利用材積(m3)			30	20			50
(独)森林総合研究所 森林農地整備センター 近畿北陸整備局	間伐面積(ha)			5	4	11	12	32
	うち保育間伐			5	4	11	12	32
		うち利用間伐						
	利用材積(m3)							
近畿中国森林管理局 (京都大阪森林管理事務所)	間伐面積(ha)		4	19	16	11	15	65
	うち保育間伐		4				15	19
		うち利用間伐			19	16	11	
	利用材積(m3)			1,022	936	1,173		3,131
合計	間伐面積(ha)	4	4	45	27	37	39	157
	うち保育間伐	4	4	24	10	26	39	107
		うち利用間伐			21	18	11	
	利用材積(m3)			1,052	956	1,173		3,181

(作業道)

所有形態別	事業種	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	計
京都府	作業道作設(m)							
(社)京都府森と緑の公社	作業道作設(m)			350	300			650
(独)森林総合研究所 森林農地整備センター 近畿北陸整備局	作業道作設(m)			500	500	500	500	2,000
近畿中国森林管理局 (京都大阪森林管理事務所)	作業道作設(m)	1,000	1,000	1,300				3,300
合計	作業道作設(m)	1,000	1,000	2,150	800	500	500	5,950

注：事業量は現時点での見通しを掲げたものであり、今後、変更することがありうる。

平成22年度 各種事業実行箇所

古屋国有林

1. 森林整備事業（下刈） 0.47ha
2. 路網整備事業（作業道作設） 1,013m

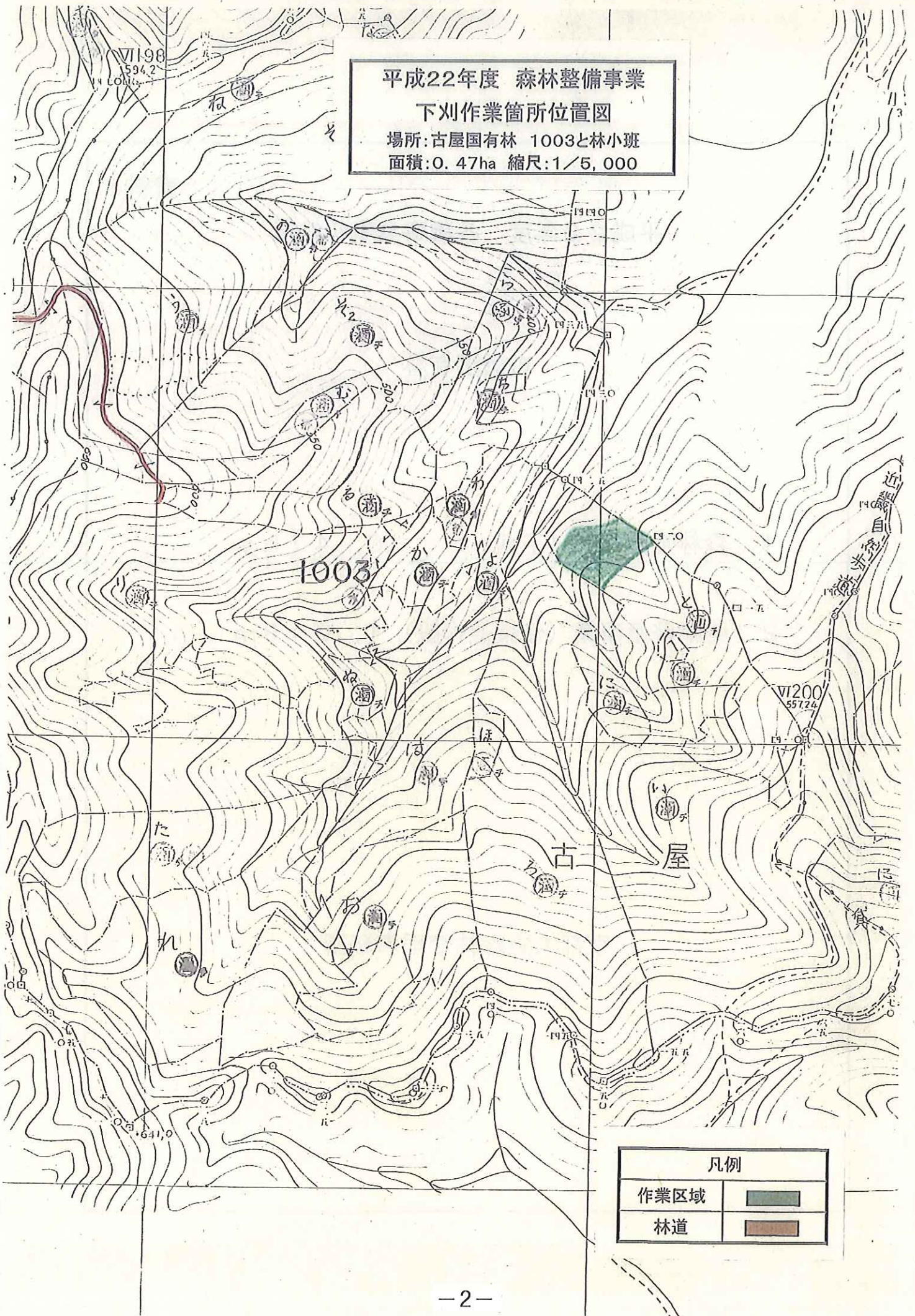
京都大阪森林管理事務所



平成22年度 森林整備事業

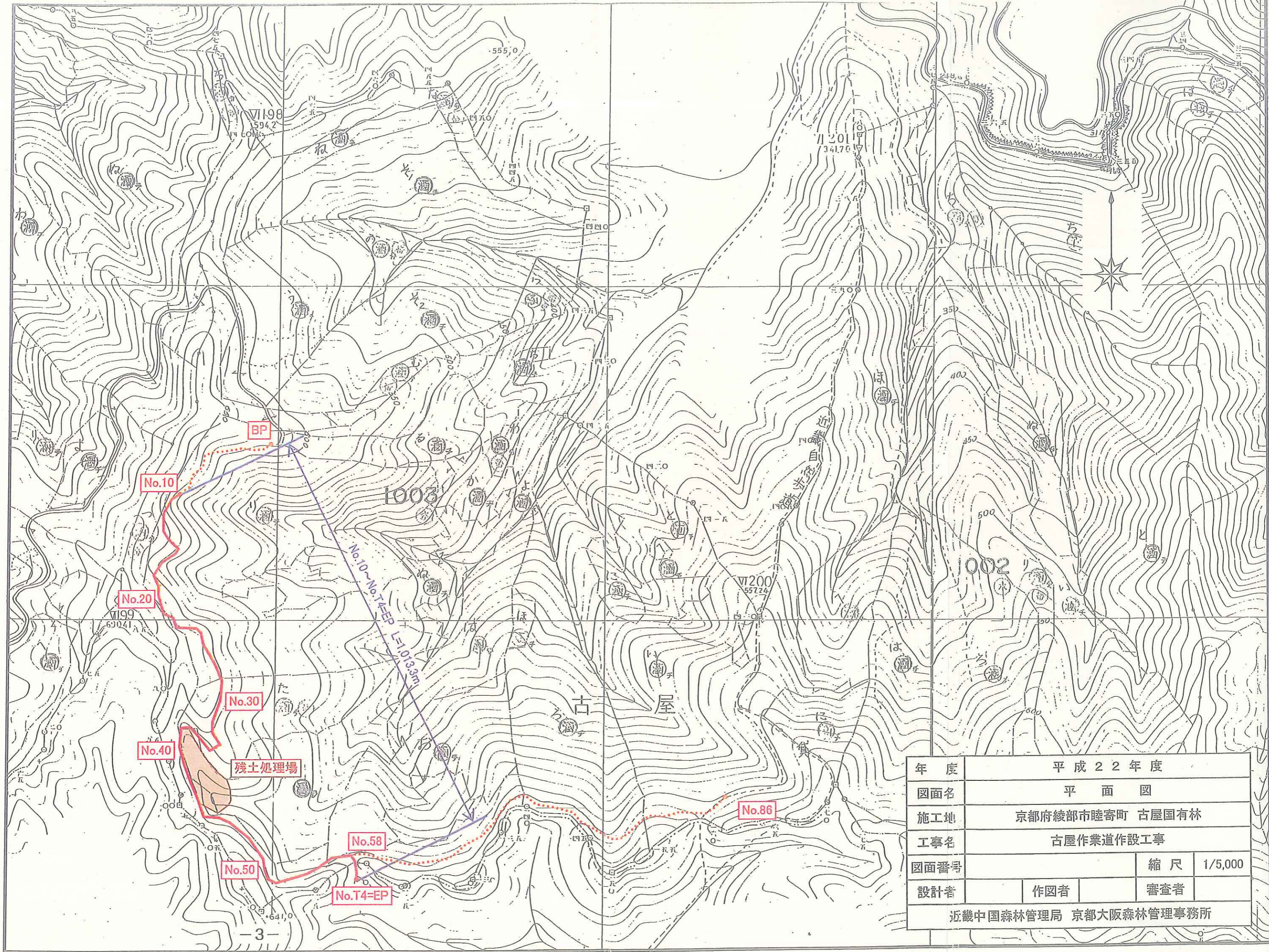
下刈作業箇所位置図

場所: 古屋国有林 1003と林小班

面積: 0.47ha 縮尺: 1/5,000



凡例	
作業区域	
林道	



年度	平成22年度		
図面名	平面図		
施工地	京都府綾部市睦寄町 古屋国有林		
工事名	古屋作業道作設工事		
図面番号		縮尺	1/5,000
設計者	作図者	審査者	
近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事務所			

作業道及び森林整備、素材生産事業予定箇所

古屋国有林

1. 森林整備事業（間伐） 36.65 ha
2. 素材生産事業（間伐等） 47.94 ha
3. 路網整備事業（作業道作設） 2,326 m

京都大阪森林管理事務所

林道・作業道年度別事業計画表

京都大阪森林管理事務所

森林計画区 由良川森林計画区

全体計画 路線番号	林道・ 作業道別	市町村名	路線名	国有林名・林班	計画延長 m	年度別開設延長 m					事業量 ha			自然公園特別地域	
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度 以降	森林整備	製品生産等	民国連携等	該当	種類
	作業道	綾部市	古屋作業道	古屋1003り～1001ろ	3,300.0	826.4	750.0	750.0			35.65	47.94	92.00	×	
計															






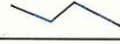
- 【記載要領】
- 1 調書には今後5年程度で開設をしなければならない林道と作業道の両方を計上する。
 - 2 林道・作業道の年度別予定路線位置図を施業実施計画図に挿入し添付すること。(路線番号も記入)
 - 3 事業は森林整備には間伐(存置)、混合契約、その他作業種(具体的に)等を、製品生産等については生産、保育間伐(活用型)、立木販売等を、その他については、民国連携や分収育林を記入すること。
 - 4 事業量は当該林道・作業道を利用するものを計上すること。
 - 5 全体計画番号はこれまでの林道の全体計画ではなく、林道・作業道を含めた新たな全体計画を作成することとし、森林計画区単位で連番とする。
 - 6 林道・作業道については、幅員3.5mで計画すること。

由良川広域流域森林計画区

由良川森林計画区 国有林野施業実施計画図

平成17年度策定
全3片の内1片
京都大阪森林管理事務所

古屋国有林 作業道計画路線図 計画期間（平成22年度～平成25年度）

凡 例	
	森林整備
	製品生産等
	H23 作業道
	H24 作業道
	H25 作業道
	搬出路

